

いじめ防止基本方針

柏崎市立日吉小学校

平成27年3月3日策定

平成30年3月27日修正

平成31年3月29日修正

令和2年3月31日修正

令和3年3月31日修正

令和5年3月31日修正

(修正箇所：下線部)

平成29年3月14日にいじめ防止等のための基本的な方針を文科省が改正したこと、平成30年2月に県が新潟県いじめ防止基本方針を改正したこと、さらに平成31年3月29日、柏崎市いじめ防止基本方針が改訂され、令和2年12月25日、新潟県いじめ等の対策に関する条例が施行されたことを受け、日吉小学校のいじめ防止基本方針を見直し、再改訂した。

国、県及び市の基本方針では、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにする必要がある。そのために、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、いじめの未然防止、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を継続的に見直すとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組について、以下の通り定めることとする。

※ いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」(いじめ等の禁止)とされている。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」が加わり、いじめと同様に扱うことが、定められた。

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当、及び必要に応じてスクールカウンセラー、特別支援教育担当者を含めた「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的（4，7，12，3月）に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に同委員会を開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、関係学級担任、必要に応じて特別支援教育担当者、その他、当該児童に関する教職員等で早期対応に当たる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 「分かる」「できる」授業づくり

- ・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる。
- ・授業の中で、互いに意見を出し合うとともに認め合えるような場を設定する。そのための教師の問い返しを意図的に行う。
- ・学年部による指導案検討、全教職員による授業参観・授業協議会により、「分かる」「できる」授業づくりに取り組む体制づくり
- ・「みずほの学び」「みずほ学びのスタンダード」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導、聞く話す、かかわるなど、主体的・対話的な学習の実現）

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。又児童に対して、傍観者にならずに、アンケート（記名・無記名の併用）等で教師、保護者、仲間への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、道徳教育及び体験活動を充実させる。（いじめを題材にした授業を全学年で実施）
- ・学習公開（9月）で、全校一斉に、道徳授業の公開を行う。公開後のPTA懇談会にて、子どもの実態について保護者と意見交換を行う。
- ・「生きる」を積極的に活用した授業を実施する。（6月，12月実施）

(3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動において、学校・学級における生活向上の諸問題を解決するための話し合いの場の設定。
- ・ニコニコファミリー班（異年齢集団）活動を推進する。
（清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）
- ・瑞穂中学校区絆づくり会議（いじめ見逃しゼロスクール集会）へ向けて、日吉小学校の「いじめ見逃しゼロ」に対する意識を高めるための方策を考え、実行し、発表する。
（生活委員会、運営委員会：5，6年）
- ・絆づくり会議（いじめ見逃しゼロスクール集会）で学んだことを、全校児童に児童集会等で伝え、さらに自分たちが「いじめ見逃しゼロ」に対する意識を高めるためにできることはないかを考え、実行する。

(4) 体験学習の充実

- ・相手意識をもちながら、他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方との関わり

(地区探検、田んぼの活動、昔遊び、桜小交歓会、秋・冬の日吉祭り等)

(5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感を育む。
- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、絆が深まり、居場所のある学級づくりを行う。
- ・日常活動の様々な場面で、児童の心身の状態を把握する。「いつもと違う」という早期発見に努め、変化を感じたら本人に声を掛け、一人一人を見つめる日々の観察を充実させる。
- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童及び周囲の児童に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。
- ・ふざけ合いの中でも「ズボン下ろし」を行うことは、被害者を深く傷つけ、絶対に許されないことであり、重大ないじめであることを指導する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネット、SNS、通信ゲームの使用状況等を情報教育部や健康教育部と連携して把握し、その結果を基に、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルに関わる授業を実践する。(情報教育担当と連携)
 - (高学年) *通信ゲームを中心とした内容(不特定の人とのやり取り、年齢制限、課金 等)
 - *LINE, Facebook, Youtube等への投稿などを中心とした内容
 - *ブログやチャット、携帯電話の使い方、個人情報に対する考え方
 - (中学年) *通信ゲームを中心とした内容(不特定の人とのやり取り、年齢制限、課金 等)
 - *インターネットの正しい使用、著作権への気付き、個人情報に対する考え方
 - (低学年) *児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施
 - *コンピュータ室のルールへの遵守
- ・PTAと連携した保護者への啓発活動(講演会・学校保健委員会・学習公開での授業等)年1回(前期中)実施する。(PTA三役、養護教諭、PTA担当)

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 職員の日常観察と児童の情報交換

- ・毎朝のあいさつ時と健康チェックの際、児童の表情と態度を観察し、わずかな違和感を察知する。
 - ・週1回の職員終会で、児童の様子を情報交換する。(ミニ子どもを語る会)
- ・職員が見付けた「子どものよい姿」を集約し、全職員で情報を共有する。
- ・「子どもを語る会」で、児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。
(年3回:4月, 7月, 1月)

(2) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査（記名・無記名の併用）を実施する。
（「生活アンケート」年2回 6月、10月 「学校評価アンケート」年2回 7月、12月）
- ・SNS上のやり取り、オンラインゲームにおける暴言などの有無についても、情報を収集する。

(3) 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談期間（6月末、11月半ば）を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。

(4) おたよりや日記、連絡帳の活用

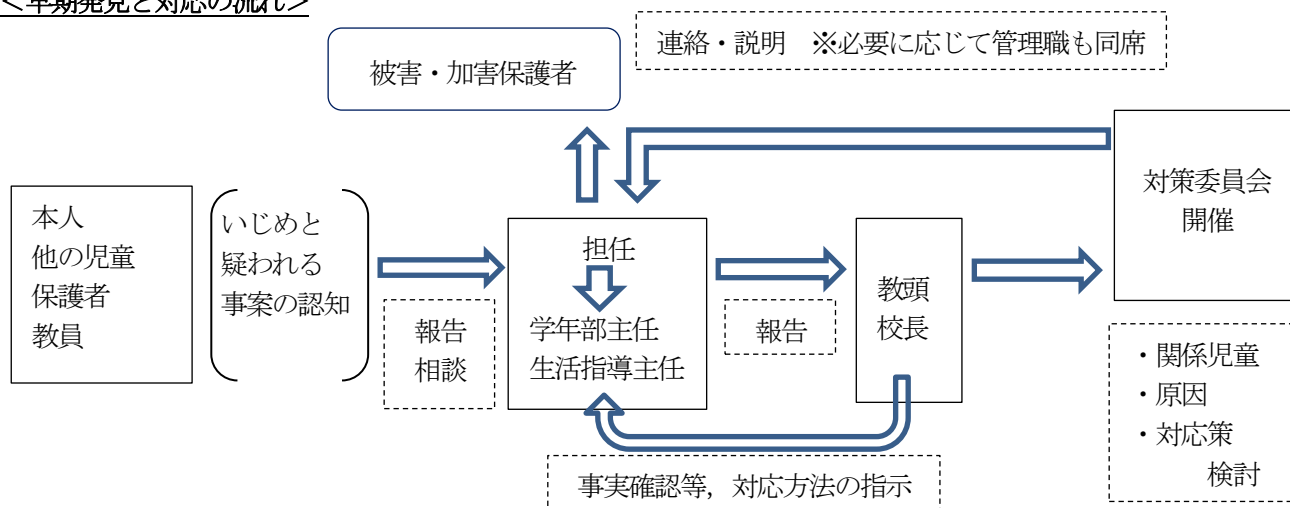
- ・学年だよりや日記、連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめの早期発見と対応

- (1) いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付くにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危険意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。
- (2) ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員で抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、生活指導主任に報告するとともに管理職にも報告し、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- (3) 「いじめ対策委員会」で指導方針を明確にした上で、正確な事実関係把握に基づいた適切な指導を行う。
- (4) いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (5) 「いじめ対策委員会」に集められた情報は、事案ごとに記録し、複数の教職員で個別に認知した集約と共有を図る。また、記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。いじめに関わるファイルを作成し、聞き取りをしたノートのコピー、報告書等を保存する。あわせて、学年ごとのファイルを作成し、学校生活アンケートを卒業後4年経過するまで保存する。
- (6) 児童が自らSOSを発見・発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (7) 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等、連携に努める。
- (8) いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、その子の心に寄り添いながら、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもつよう指導する。

- (9) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。
- (10) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (11) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署へ通報し、適切に援助を求める。
- (12) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- ①いじめに係る行為が止んでいること
- いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認する。
- ※解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

<早期発見と対応の流れ>



6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童が相当の期間(1カ月を目安とする。ただし、1カ月に達しなかった場合も含む。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。)

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意して初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合)
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。
- ③ いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
- ④ いじめを受けた児童・保護者及びいじめを行った児童・保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ⑤ 調査結果を教育委員会へ報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会(説明会)の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等(未然防止・早期発見・早期対応)に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。(いじめ防止対策推進法研修、外部

の指導者を招いての研修，生徒指導に関する校外での研修の推進）（第2回子どもを語る会（7月）に実施）

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して，学校いじめ防止基本方針，いじめ防止等に関して保護者に説明する機会を設け，いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期，校内研修等の開催時期，その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

ズボン下ろしは「重大ないじめである」ことを全校一斉に指導する。（4月中）

【別表 いじめ防止等のための年間計画】

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において，いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに，学校関係者評価を活用して，学校と家庭・地域の連携・協力体制の下，いじめ防止等に関する取組を推進する。また，その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して，教育委員会へ報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

今後，法の改正や県市等の基本方針の改訂を踏まえ，検討した上で自校のいじめ防止基本方針の内容を，年度末（3月）に必要な応じて改訂する。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は，学校のホームページで公開し，周知を図る。また学校だより等で，家庭・地域に対して，いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い，互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

- ・ホームページで当校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適宜，学年懇談会等での話し合いを行う。
- ・いじめが起きないように，保護者に協力してもらいたいことを生活指導だより等で知らせる。

* 別紙資料として、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止対策推進法とは？（児童向け）」を添付する。

いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)

資料 1

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

る。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置

を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（検討）

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

いじめ防止対策推進法

第1章 総則（この法律全体に関する基本的なこと）

第1条 いじめ防止対策推進法の目的

いじめは、心や身体を傷つけます。教育を受ける権利や、人間としての生きる権利を傷つけます。子どもの成長に害を与えます。命が危険になることもあります。この法律は、そのようないじめを防止するために作られました。

第2条 いじめの定義

いじめとは、子ども（児童生徒）が、ある子どもを心理的、物理的に攻撃することで、いじめられている子の心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットいじめも、いじめです。

（「普通の子なら、このていどやられても平気だよ」は、言い訳になりません。その子が傷つけば、いじめです。）

第3条 基本理念

子どもたちが安心して生活できるように、学校の中でも外でも、みんなで協力し合って、いじめを防止しなくてはなりません。

第4条 いじめ禁止

いじめを行ってははいけません。

第5条 国の責任

国は、いじめ対策をしなくてはなりません。

第6条 地方公共団体の責任

地方公共団体（都道府県や市町村）は、国と協力していじめ対策をしなくてはなりません。

第7条 学校設置者の責任

学校を作ったところ（市立学校なら市）は、いじめを防止する責任があります。

第8条 学校と教職員の責任

学校と先生方教職員は、関係者と協力しながら、いじめの防止と早期発見に取り組んで、そしていじめが起きていることがわかったら、すぐに動く責任があります。

第9条 保護者の責任

お父さんやお母さん、子どもの保護者は、子どもを教育する責任があります。子どもがいじめをしない子に育つように、努力します。

自分の子どもがいじめられたときには、子どもを保護します。また、学校や町などが行ういじめ防止活動に協力するよう努力します。

第10条 財政上の措置

国や地方公共団体は、いじめ対策のために必要なお金を用意しなくてはなりません。

第2章 いじめ防止基本方針等

第11条 いじめ防止基本方針

文部科学大臣は、みんなと協力して、いじめ防止対策の基本方針を立てます。

第12条 地方いじめ防止基本方針

地方公共団体は、地域ごとに、いじめ防止対策の基本方針を立てるように努力します。

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、その学校ごとに、いじめ防止対策の基本方針を立てます。

第14条 いじめ問題対策連絡協議会

地方公共団体は、関係者（学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察など）を集めた「いじめ問題対策連絡協議会」を作ることができます。

第3章 基本的施策（実行すべき計画）

第15条 学校におけるいじめの防止

学校は、すべての教育活動を通じて、いじめ防止につながるような、道徳教育や心を豊かにする教育、人間関係能力が高まるような内容を充実させなければなりません。

学校は、保護者、地域の方々、その他の関係者みんなと協力して、いじめ対策を進め、またみんなに理解して

もらうようにします。

第16条 いじめの早期発見のための措置（正しく判断して物事がうまく運ぶようにすること）

学校はいじめを早く発見するために、子どもたちへの定期的調査など必要なことをします。

国と地方公共団体は、いじめ相談窓口を整備します。

学校は、子どもや保護者がいじめ相談しやすいようにします。

第17条 関係機関等との連携等（いろんなところとの連絡、協力）

国と地方公共団体は、いじめられた子や家族を支えるように、関係する様々なところが協力し合えるように、努力します。

第18条 人材の確保及び資質の向上（しっかり働ける人を）

国と地方公共団体は、いじめ防止のために働ける専門の人を置いたり、先生方の研修を進めたりします。

第19条 インターネットいじめ

学校も国も地方公共団体も、インターネットいじめを防止します。

インターネットいじめを受けた子や家族は、法務局に協力を求めえることができます。（法務局とは人権を守る仕事などをするとところです。）

第20条 いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

国や地方公共団体は、いじめ防止対策に役立つ調査や研究を行い、その研究成果をみんなに知らせます。

第21条 啓発活動（みんなに理解してもらうための活動）

国と地方公共団体は、いじめが悪いことで、いじめ防止対策が大切であることを、みんなに理解してもらうための活動を行います。

第4章 いじめの防止等に関する措置

第22条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、先生方や心理福祉などの専門家や関係者による、いじめ防止のためのグループを作ります。

第23条 いじめに対する措置

いじめの相談を受けた人は、その子の学校に知らせます。学校は、すぐに事実を確かめて、上の人に報告します。そして、いじめをやめさせ、いじめを受けた子を守ります。

学校は、必要があれば、いじめた子を別の教室にするなど、いじめられた子が安心できるようにします。

学校は、そのいじめが犯罪だと思ったときには、警察と協力しあいます。そのいじめ犯罪で、いじめられた子の身体や命や持ち物やお金などに大きな危険があるときには、すぐに警察に通報しなくてはなりません。

第24条 学校の設置者による措置

学校を作ったところは、いじめ報告を受けたならば、その学校がいじめ対策をするのを支えます。

第25条 校長及び教員による懲戒（こらしめ、いめしめ）

先生は、教育上必要があれば、学校教育法に基づいて、いじめた子をこらしめ、いめしめます。

第26条 出席停止制度の適切な運用等

いじめられた子が安心できるように、教育委員会は、出席停止など、必要なことを行います。

第27条 学校相互間の連携協力体制の整備

地方公共団体は、いじめ防止対策のために学校同士が協力できるようにします。

第5章 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校による対処

学校や学校を作ったところは、いじめによって、とても大きな被害など重大なことが起きたときには、事実関係をはっきりさせるための調査を行います。そしてその結果を、いじめられた子や家族に知らせます。

第29条 国立大学付属校、

第30条 普通の公立学校による対処

第31条 私立学校による対処

第32条 学校設置会社による対処

重大ないじめが起きたときには、上の偉い人に報告しなければなりません。市立学校なら市長に。私立学校なら都道府県知事に。

第30条

文部科学大臣は、重大ないじめが起きたときには、必要な指導や助言が行えます。

第6章 雑則

（省略）

学校の相談窓口

○学校電話番号 22-3017 (担当：教頭)

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378
0258-35-3930
025-231-8359

○24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310 (なやみ言おう)

- ◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。
(PHS, IP 電話からはつながりません。)

県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン 025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

法務局のいじめ相談

- ・いじめ、体罰、虐待、差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員、法務局職員が、お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては、人権侵犯事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30~17:15

みんなの人権 110 番 全国共通 人権相談ダイヤル 0570-003-110

○柏崎支局 0257-23-5226

○子どもの人権 110 番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

警察のいじめ相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)
- ・警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター 0258-36-4970

○柏崎警察署 0257-21-0110

児童（生徒）相談所の相談

- ・18歳未満の子どもや学校での問題、不登校、非行、発達の遅れ、療育手帳の判定、虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

○長岡児童（生徒）相談所 0258-35-8500